

「豊橋市中小企業振興基本条例（仮称）の考え方について」の意見募集の結果について

1. パブリックコメントの概要

- (1) 意見募集期間：令和6年9月6日（金）～令和6年10月7日（月）
- (2) 意見提出者数：1人
うち、個人：0人 法人その他の団体：1団体
- (3) 意見数：11件
- (4) 意見提出方法：意見提出フォーム（1件）

2. 意見の概要と本市の考え方

寄せられた意見の概要及び意見に対する市の考え方は次のとおりです。

番号	区分	意見概要	意見に対する市の考え方
1	条例名	条例の名称を、小規模企業者をふくめた「豊橋市中小企業・小規模企業振興基本条例」とし、小規模企業者を明確な産業振興の対象としたものであることを明記するよう求めます。	参考意見として受け止めさせていただきます。
2	条例の骨子	・「条例の骨子」に表現されているような「配慮」の対象ではなく、小規模企業者が地域経済の持続的な発展、並びに地域コミュニティと市民生活の向上に重要な役割をはたしている存在であることを、条例の条文に表現してほしいと思います。 近年の中核市の中小企業振興基本条例には平成29年以降「中小企業・小規模企業振興基本条例」とするものが見られ、従来の小規模企業を振興の脇におく姿勢から大きく転換してきています。 たとえば、岡山市小規模事業・中小企業振興条例（2018年4月1日施行）（岡山市HP）です。 ・すべてにおいて「中小企業・小規模企業」と変更をお願いします。	参考意見として受け止めさせていただきます。
3	中小企業者の定義	「この条例において「小規模企業者」とは、中小企業基本法第2条第5項に規定する小規模企業者で、市内に事務所又は、事業所を有するものをいう」《東大阪市中小企業振興条例より引用》を（2）の定義に追記をしてください。	参考意見として受け止めさせていただきます。

番号	区分	意見概要	意見に対する市の考え方
4	基本理念	「中小企業の振興は自主的な努力を基本とし」の代わりに「中小企業の振興は、中小企業者自らの創意工夫及び自主的な努力のもとに推進されなければならない」《東大阪市中小企業振興条例より引用》の変更を推薦します。「自主的な努力を基本とし」では共に産業振興をはかる重要な市行政としての共同に対する姿勢が希薄に感じます。	参考意見として受け止めさせていただきます。
5	責務、役割	責務、役割等に小規模企業の挿入	参考意見として受け止めさせていただきます。
6	基本施策	基本施策に小規模企業の挿入	参考意見として受け止めさせていただきます。
7	小規模企業者への配慮	小規模企業者への「配慮」は、小規模企業は弱きものであり、保護の対象としてのみ扱っているように思えます。小規模企業は、弱き保護の対象ではなく産業振興において、小規模企業白書にあるように産業振興で中小企業と同様に重要な位置をしめており、とくに企業の創業期においては、小規模企業から始まるのであって、新たな産業改革、産業の萌芽は小規模企業にこれまでも多く見いだされてきました。 また伝統的な地場産業などの多くは小規模企業が支えています。ゆえに条例そのものを中小・小規模企業振興基本条例にしてください。	今後、施策を推進していく上での参考にさせていただきます。
8	産業振興会議の設置および意見の聴取	中小・小規模企業者の意見を聞く産業振興会議を設ける規定を置き、商工会議所、地域の商店街組合、民商（豊橋民主商工会）など小規模事業者の代表をふくめた、意見を聴き議論する場を設けることが、今後の豊かな産業振興政策への土台になると考えます。（参考になる例として、蒲郡市産業振興基本法条例 第16条の「産業振興会議の設置」の規程があります。）	今後、施策を推進していく上での参考にさせていただきます。

番号	区分	意見概要	意見に対する市の考 え方
9	財政上の 措置	「実態調査を含むPDCAサイクルの実施」 他の自治体の条例に見られるように、実態調査を定期的に実施する規程を行うことが重要です。例えば、高知市中小企業・小規模企業振興条例には、次の規程があります。第4条第6号「中小企業・小規模企業の振興を効果的に実施するために、必要な調査及び研究を行うこと」条例政策の計画段階、施行後もふくめて中小企業、小規模事業者との振興会議を定期的に関き、その進捗を確認など、PDCAサイクルにのせ、常に更新させて新たな意見を注入していくことが重要です。	今後、施策を推進していく上での参考にさせていただきます。
10	施行時期	意見広告の募集から、施行まで、中小業者、小規模事業者の意見聴取を十分にすることが確保されているとは思えません。ゆとりを持った設定を求めます。	参考意見として受け止めさせていただきます。
11	スケジュール	パブリックコメントを公募することだけで、意見聴取を終わらせることにならないよう、関係各機関、関係諸団体と十分な論議をつくすことを求めます。	参考意見として受け止めさせていただきます。